

下呂市青少年育成顕彰実施要綱選考基準細則

(顕彰基準)

第1条

下呂市青少年育成顕彰実施要綱（以下「顕彰要綱」という）第5条各号に規定する顕彰の対象となる基準は、次のように定める。

- ① 学芸・文化部門で、県大会以上のコンクール等において優秀な成果を収めているとは、次のとおりとする。
 - ・ 全県を対象として開催されるコンクール等で上位5番目までの表彰を受けた者、団体を対象とする。
 - ・ 全国において開催されるコンクール等で表彰を受けた者、団体を対象とする。または学芸・文化の振興に継続して取り組み、活躍が顕著とは、その行為（活動）が継続的（3年以上）に行われ、地域住民の賞賛を得るものであることを基準とする。
- ② スポーツ部門で、県大会または地区大会を経て全国大会に競技選手として登録されたもの者、または出場した団体。
- ③ 奉仕活動部門で、地域住民の敬愛を受けているとは、地域での奉仕活動を継続的（3年以上）に行い、他の模範として地域住民に認められていることを基準とする。
- ④ 善行部門で、道徳的模範となる行為が顕著とは、その行為（活動）が継続的（3年以上）に行われ、他の模範として明るい社会を醸成するに足るもので、地域住民の賞賛を得るものであることを基準とする。
- ⑤ 前各号の基準のほか、青少年育成市民会議が青少年の健全なる育成を念頭に、時代の要請を考慮しながら選考することができるものとする。

附則 この細則は、平成18年度から適用する。

この細則は、平成25年度から適用する。